

公の施設の指定管理者の指定の件（資料館）

令和2年（2020年）11月27日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
札幌市資料館
- 2 公の施設の位置  
札幌市中央区大通西13丁目
- 3 指定管理者  
札幌市資料館運営共同事業体  
(代表団体)  
東京都千代田区三番町2番地  
株式会社コンベンションリンケージ  
代表取締役 平位 博昭  
(構成団体)  
札幌市中央区北1条西10丁目1番地21  
株式会社N T Tファシリティーズ北海道  
代表取締役社長 河野 智
- 4 指定期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、資料館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。